

次期総合計画策定に向けての
提言書(案)

箕面市民会議

～ 箕面市市民会議からのメッセージ～

- 箕面に生まれ育ちそして今もこの地で暮らしているものや、他地域から最近移り住んできたものなど、参加者のまちとのかかわり方は様々です。市民の代表でも、地域や市民活動団体の代表でもない私たちですが、「このまちが好き」「このまちの元気を次世代に残し続けたい」との熱い思いから、「市民会議」に集まりました。
- 「大きく変化する社会環境にあっても、「住みみつづけたいまち、住んでみたいまちとして、箕面のあしたを次世代に残していくには、なにをどのようにしていけばよいのか」、「多くの市民がこころひとつに、自ら進んで参加するまちづくりには、何が大切なのか」という命題に、会議に参加できない多くの市民の皆さんに思いをはせながら、わたしたちなりの様々な視点で、活発に多くの論議を重ねてまいりました。
- 「市民会議」の役割は、わたしたちのまちに対する市民ならではの思いを、次期総合計画の「基本構想」に反映することにあります。私たちの思いは、「基本構想」にとどまらず、より具体的な施策につながる「基本計画」まで及び、提言の範囲をより広げることになりました。
- また箕面市が全国各都市に先駆け制定した「市民主体のまちづくり」の市政理念は、私たちの強い思いでもあり誇りでもあります。市民が様々な領域で“もっと”地域社会に関わり「あしたの箕面づくり」に参加するまちへ発展できるかどうか、行政・議会の役割の重さとともに、重要な決め手となる時代になりつつあると考えます。
- これからの総合計画の位置づけも、行政の総合計画から、市民のまちづくり活動にも共通指針となる“地域社会の経営計画”へ発想転換することこそ、私たちのまち箕面にふさわしいと考えました。したがって、私たちは、“地域社会の経営計画”としての総合計画へ、提言を行うものとします。
- この提言が、わたしたちの思いをも含め真摯に受け止められ、より多くの英知を加えながら、魅力ある箕面構築・次期総合計画に反映されることを、強く望んでやみません。
- なお、私たち「市民会議」の役割は「基本構想の提言」にあり、役割終了後は存在意義を消滅するとの論（タスクフォース組織）もあります。しかしわたしたちは、行政の手で設置された「市民会議」を、市民活動団体として継続し、市民の市政参画の設置趣旨を、広く発展させていきたいと考えております。次期総合計画を実りあるものにしていくため、私たちとのパートナーシップを締結されることをお願いいたします。（上記は保留）
- また、ご意見いただいた市民の皆様、各市民活動団体、他都市市役所、箕面市職員の皆さん、そしてアドバイザーの阿部さん、コンサルティングいただいた島崎・今西さん、ご協力ありがとうございました。

【目次】

1 . 新しい時代の総合計画	1
(1) 総合計画策定の5つの視点	1
(2) 総合計画の構成	2
(3) 総合計画の位置づけ	3
2 . 今後10年の箕面市を取り巻く社会変化	4
(1) 少子高齢化と人口減少	4
(2) 地球温暖化問題の深刻化	4
(3) 労働格差と労働人口の減少	4
(4) 成熟社会の多様性と地域社会文化	5
(5) 成熟社会の生活不安	5
(6) 地方分権改革の現実化	5
3 . まちづくりの基本となる考え方	6
4 . 将来都市像	8
(1) 「わがまち・みのお」の姿	8
(2) まちづくりの目標	9
5 . まちづくりの基本方向	11
(1) 安心・安全でみんながいきいき暮らすまち	12
(2) 子どもたちの夢が育つまち	19
(3) 地球環境さきがけのまち	25
(4) 「箕面らしさ」を活かすまち	29
(5) 「箕面のあした」をみんなで創るまち	37
6 . 自治と協働の地域経営	42
(1) 地域経営改革の視点	42
(2) 地域経営改革推進のための取り組み	43
7 . 市議会に対する提言「市民に関かれた議会へ」	45
(1) 現状と課題	45
(2) 期待する主要な取り組み	45

市民会議に参加して ～個人としてのメッセージ～

参考資料

- ・規約
- ・参加者名簿
- ・活動経過

1. 新しい時代の総合計画

総合計画は今後のまちづくりの方向性を明らかにするものですが、それは行政運営の基本指針であるとともに市民活動の行動指針ともなるべきものであり、いわば市民・行政共有の「地域経営計画」です。箕面市の行政は「管理運営」から「経営」へそのスタンスを変えることが求められており、総合計画も「管理執行計画」から「経営戦略」へとその性格を変えていく必要があります。また、市民も地域の経営を行政任せにするのではなく、自ら経営に参画することが求められています。即ち総合計画は市民も行政も地域経営の担い手として役割を分担し、互いに協力し合って推進、実現する計画なのです。

従って、総合計画は市民、市民団体、事業者、行政といったまちづくりに関わるすべての活動主体にとって、その理念と目標像がわかりやすく、しかも共有できるとともに、めざすべき役割分担や施策の成果を確認できる誰にも存在感のあるものでなければなりません。また、財政状況の変動や市民ニーズの大きな変化にフレキシブルに対応できなければなりません。

1. 総合計画策定の5つの視点

市民・行政職員参画型の開かれた計画

多くの市民の参画も得て、行政職員や議員とともに策定し、市民と行政とが協働で政策を形成しその実施プロセスも明確にします。また、全ての市民にわかりやすく共有できる計画であることを重視します。そのためにも計画策定段階で市民に対する説明会や意見交換会などを重ねる必要があります。

民間の経営戦略手法も活用した計画

単に箕面市の将来像を描くだけでなく、地域の経営計画としての役割を果たすためにも、詳細な現状分析やその評価と多様な将来シミュレーション・推計を踏まえた計画、到達目標が明確な計画、財政運営と連動・一体化した計画、状況の変化に速やかに対応できる計画等民間で活用されている経営手法も取り込んで計画を策定します。

厳しい財政状況を踏まえた計画

三位一体の改革等に伴う厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政基盤の健全化推進との整合性のある計画とします。

箕面市の特性を生かしたこだわりのある計画

箕面市の持つ資源に立脚した独自性ある重点的・戦略的プロジェクトを計画化し、このまちの魅力を高めるこだわりのあるまちづくりを志向します。

PDCA サイクル機能による実効性の評価

行政自身による評価と共に市民による評価体制・機能を充実させ、計画の進捗状況を適宜チェックしてフィードバックさせるシステムを確立して、総合計画推進の実効性を高めます。

2. 総合計画の構成

第五次箕面市総合計画はこれまでの計画と同様に基本構想、基本計画、実施計画の三層構成としますが、できる限り定量的な目標値も設定して、進行状況や達成状況が市民にわかるようにするとともに、社会環境の変化に応じてフレキシブルな対応ができる計画とします。

基本構想（政策レベルのビジョン）

すべての市民が共有する箕面市の将来像を掲げ、地域経営の指針とするとともに市民の暮らしの基本的な姿を明らかにします。

基本的には10年後、さらにその先の未来までを展望しての構想を描きます。

基本計画（施策レベルの計画）

基本構想を具体化するための主要な経営戦略や施策の方向、計画期間内の達成目標を明らかにし、まちづくりに関わる全ての主体の役割分担やその達成へ向けてのプロセス（仕組み作り、仕掛けなど）も明確にします。

これまでの総合計画では10年間で達成する計画でしたが、10年後の達成目標だけではなく、中間点の5年後の進行目標も明示し、5年以内に進行状況を確認の上、必要に応じて基本計画の見直しまたは再確認を実施します。

なお、最近首長選挙の時期に合わせて計画期間を設定するケースも見られます。首長が代わる都度、そのマニフェストと整合する計画を策定するという考え方もあり得ます。

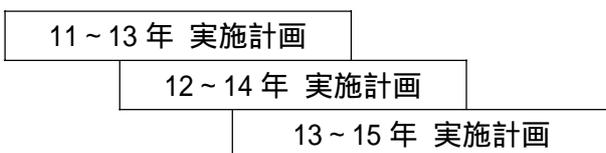
実施計画（事業レベルの計画）

基本計画で定めた行政施策を達成するために3カ年を計画期間とした具体的な施策や事業を財政面の裏づけを確認して明確に示します。一定期間（これまでは3年間）の実施計画を固定せず、常に3年先までの計画を織り込んだローリング方式の計画とし、年度ごとの予算もこの実施計画と整合性のある予算とします。

2011	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

第五次箕面市総合計画 基本構想

基本計画	
進行目標	達成目標
基本計画（見直しまたは再確認）	



3. 総合計画の位置づけ

総合計画は総合的かつ計画的な地域経営を推進するための箕面市の最上位の計画と位置付けられ、市の行なうすべての主要な政策がこの計画に盛り込まれ、すべての行政運営は総合計画に基づいて実行されなければなりません。従って、総合計画は行政各分野の個別計画に優先する計画であり、個別計画は総合計画と整合性のある計画でなければなりません。但し、総合計画策定時には想定されていない国の制度の変更や緊急事態の発生など大きな環境の変化には臨機応変の対応も必要です。

これまで箕面市では総合計画の位置づけについては明確にされていませんでしたが、第五次総合計画の策定にあたって、その位置づけを条例等（例えば自治基本条例）で明確にします。

2. 今後 10 年の箕面市を取り巻く社会変化

提言にあたって、今後 10 年間の箕面市を取り巻く社会変化をどのように認識するかということは、とても大切です。特に、重視すべき社会変化と、それをどのように受け止めていくかという、基本認識は次のとおりです。

(1) 少子高齢化と人口減少

- 日本は世界にもまれな少子高齢化が進み、人口が減少していく「超高齢化社会の到来」が予想されています。さらに人口の移動は、首都圏集中、都心回帰、I・U ターン等、全国各地でいろいろな現象が出てきており、日本の人口分布は、さらに変化します。
- 箕面市が、これからの人口基盤を安定化するには、少子高齢化の進展や市内流入・流出動向を重視する必要があります。子育て世代が、「箕面は住みやすい、住みつづけたい、住んでみたいまち」と思えるまちづくりや、高齢者が生き生きと活躍できるまちづくりなど、ソフト面でのあたらしい魅力づくりが大変重要になります。またハード面では、北大阪急行延伸はじめ都市開発・都市再生の既存プロジェクトについて、府人口減少化のリスクを慎重に検討する必要性が高くなります。

(2) 地球温暖化問題の深刻化

- 地球温暖化問題（自然破壊、エネルギー・食糧問題など含む）の深刻化は、政治・経済・産業・社会すべての面で、さらに大きな問題に発展するでしょう。CO2 削減国家目標のもとに、政府や産業界にとどまらず、全国の地域社会においても「自然との共存・共生」と「自然災害への備え」の視点からの都市環境・生活環境を見直す動きが、さらに能動化します。
- 山麓に広がる箕面市は、みどりの環境が羨望視される住宅地として広く認識され、また、箕面の山並みは住民の誇りでもあります。自然からの恵みを次世代にのこすために、また地球人の責務として、消費生活・交通・市街地緑化などによる環境負荷の軽減、山麓の自然の保全・有効活用、農業の再生、自然災害の備え等、多岐にまたがり「都市生活と自然との共生のあり方」を総合的に見直すことが急がれています。

(3) 労働格差と労働人口の減少

- 経済のグローバル化は、日本の産業や労働環境を大きく変化させました。非正社員の増大や所得・労働条件の格差拡大、各職種分野間での需給ミスマッチなど社会問題化しています。またこれからは、労働人口不足の時代を迎え、専業主婦や高齢者の労働参加、外国人の受け入れなどが進み、労働に関する公共課題は一層混在化し、多様に変化していくと予想されます。
- ベットタウンである箕面市は、都心回帰現象が進む中、通勤交通の整備や大阪市内の勤務でも仕事と子育てと両立しやすい地域環境づくりが課題です。また、市内での多様な就業機会が拡充され、主婦や高齢者が近隣就業できる環境づくりのニーズも高まるでしょう。農業再生事業やささまざまな生活支援ビジネス（暮らしを支える産業）の事業開発、商業活性化はこの側面でも大切となります。また、労働に関する基本的人権の遵守やセイフティネット、子どもの仕事観教育などに、より一層公共の立場での役割が求められるようになります。

(4) 成熟社会の多様性と地域社会文化

- 経済的な発展とともに国際化・情報化・システム化が進み、人々が自由にさまざまな選択ができる社会環境になりました。互いに“個”を尊重し合うこと・フェアであることや、物質・機能主義化から人間の尊厳や心の豊かさに価値をおく社会観が、日本の社会規範となりつつあります。また、人々の自由で多様なライフスタイルや価値観は、さまざまな生活文化・都市文化を、海外文化と融合しながら、世の中に生み出しつづけていくものと思われまます。
- 箕面のまちは、文化・スポーツ・山歩きなど多様な自己実現のライフスタイルが身近に楽しみ、心豊かに生活できる環境にあります。増加している外国人市民を含め市民みな同じに、このめぐまれた環境をそれぞれの自己実現の場のできる社会、やさしさ・ぬくもり・思いやりの心で人と人が交流しあい、一人ひとりが大切にされていると実感できる社会、このような社会観が、心豊かな環境にある箕面のあしたに、“地域社会文化”として培われることが求められます。

(5) 成熟社会の生活不安

- 一方、成熟化した社会の中で、戦後経験することのなかった社会的不安が国民生活者に広がってきています。国際事情による石油・食糧・物価高騰、確率の高い地震予測や気候変動、報道をにぎわす社会病理的事件・不正事件の多発、制度疲労している社会保障制度の行方、競争市場下での不均衡・不安定な雇用・賃金など、これらの社会問題の先行きは不透明であり、今後の見通しが見出しにくい閉塞状態になっています。
- これらの社会問題は、日本社会全般での問題ではありますが、地域社会でしか取り組めないことが多々あるのを見逃してはなりません。“命や暮らしの安全を守り、安心できる生活環境”を整えるべきは地域社会の本来になうべき役割です。大阪府の財政危機問題を背景に抱える箕面にとって、いちだんと難しく大きく重い課題ですが、箕面ならではの的確な舵取りこそ市民の最も強い期待となっています。

(6) 地方分権改革の現実化

- 道州制の導入・権限と財源の委譲など地方分権改革の具体的論議が現実化し、日本の自治システムの改革が、姿を現すものと思われまます。地方自治の主体性や責任がより一層重くなり、まちの発展や市民の生活は、各地域社会の自治のあり方や地域経営の舵取りに、今まで以上大きく左右されるようになります。すでに、数多くの都市自治体では、新時代に対応していくため、市民・行政・議会の役割・責務・運営の条例化や、地域単位市民自治しくみづくりなど、地域社会内の自治遂行体制に取り組み始めました。
- 箕面市でも、日本全体や大阪府の行政改革の流れを、的確に展望していく必要があります。「市民主体のまちづくり」を市政理念として歩んできた箕面の地域社会は、さらに“発展した市民自治社会”へむかって、市民、行政、議会の役割・責務・ルールの見直し・共有化をすすめて、市民が主体的に公共にかかわり、公共を支える“新たな地域社会”に自己変革していくことが急がれています。また、地域経営の財政運営に当たっては、次世代に過剰に負担をかけない“持続可能な運営”が求められます。財源の確保についても、柔軟な発想が必要になるでしょう。

3. まちづくりの基本となる考え方

箕面市のまちづくりの理念は、いつの時代も常に「まちづくり理念条例」にあります。その理念をバックボーンに、これからの社会の大きな変化や課題を重視して、まちづくりにあたる必要があります。特に、2つの基本となる考え方が、これからのまちづくり・次期総合計画に重要・不可欠であり、“基本方針”として位置づけます。

「箕面の魅力アップ」が、「箕面のあした」の基本テーマです。

箕面は、「みどり豊かな山すそに広がる住みよいまち」です。「住みつづけたいまち」「住んでみたいまち」の評価を高め、私たちのまち箕面の発展や都市のポジショニングの向上につながる、「箕面のまちの魅力アップ」が、日本の社会が大きく変わるこれからの時代、ますます重要な意味を持ちます。

地域経営の好循環を生み出すのは、「箕面の魅力アップ」です。(説明図解次ページ記載)
地域資源を活用しまちの魅力を高めることが、住民の定着、若い世代の流入を促し、安定した人口規模のまちとして都市基盤を維持するとともに、それは、地域人材・財源確保、ひいては箕面の宝を継承していくための地域資源の増加を導きます。

「自助」・「共助」・「公助」の役割分担が、「箕面のあした」を創ります。

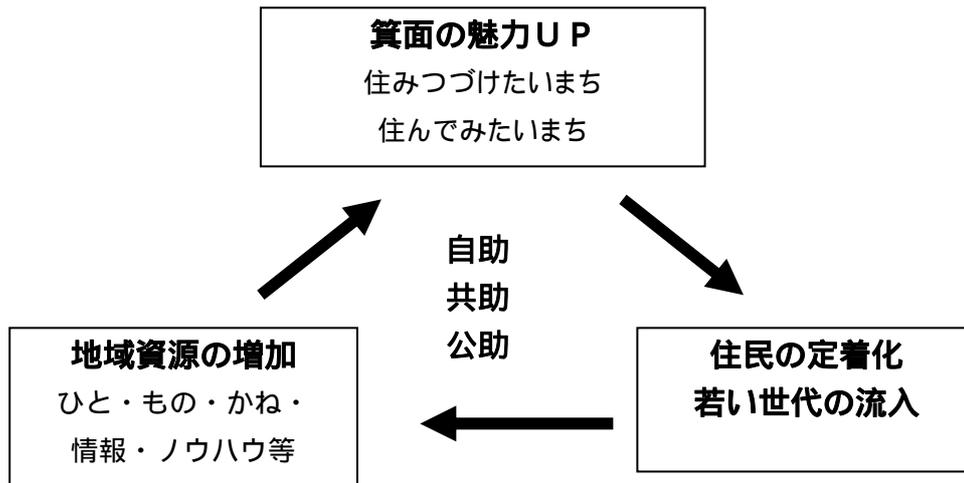
自立した自治のまち「箕面」が求められています。“私たちのまちは、私たちが創る“という箕面市民の市民主体意識のもりあがり、”箕面のあした”を創る原点です。
そのため、市民を主体とした下記の3つの考え方「自助」「共助」「公助」を、「箕面のまちの役割規範」とさだめ、行政、議会はもとより、市民、市民活動団体、公益団体、企業・事業所などすべてのまちの主体者が、“まちの公共の担い手”として、参加・参画する「市民主体のまちづくり」に進化することが重要です。

「自助」：自らのできることは自らが担おうという考え方

「共助」：役割分担をしながら共に助け合おうという考え方

「公助」：公（行政）を通じ、助け合おうという考え方

* これからの時代に必要な好循環の構図



4. 将来都市像

(1) 「わがまち・みのお」の姿

10年後に実現したい「わがまち・みのお」の姿を以下の通り、定めます。

【A 1案】

ひとが元気、まちが元気、やまが元気
みんなで創る 「住みよいまち箕面」

【A 2案】

ひとが元気、まちが元気、やまが元気
みんなで創る 「快適なまち箕面」

【B案】

ひとが元気、まちが元気、やまが元気
みんなで創る 「箕面のあした」

将来都市像に込めた想い（A1案の場合）

「みどり豊かな箕面の生活環境で、元気にのびのびと暮らしたい」という一人ひとりの願いや想いがかなえられる「住みよいまち箕面」が住宅都市箕面の永遠の命題です。10年後の目標とすべき「将来都市像」は、いわば、現在より魅力アップされた「住みよいまち箕面」であり、時代の流れや社会の激しい変化にあっても、市民の多くが「安心・快適・便利」を実感し、市民として誇りにもてるまち、他都市に比較して住みよいまちが、その到達イメージです。

10年後の「住みよいまち箕面」は、いかなる理由があっても「活力」を保ち続けるまちでありたいです。避けられない高齢化社会、都市基盤の老朽化、中心市街地の活力低下、時代とともに失われてきた自然環境など、「ひと」「まち」「やま（自然環境）」に関する様々な社会課題をプラスに変える、「元気な箕面」こそ求められる都市像です。

そこで、「ひとが元気」に、高齢者と若い世代の交流など市民お互いがかわりあいながら、一人ひとりがそれぞれのスタイルで、健康的に不安なくこころ豊かに暮らす“元気生活”を。「まちが元気」に、公共施設や医療・商業等サービス産業など、市民の生活を支える各機関の変わらぬ“活力”を。「やまが元気」に、箕面の豊かな自然への感謝と、“共生への強い決意”を、象徴的に表現します。

そのような「住みよいまち箕面」を「自助・共助・公助」の理念で市民・行政・議会をはじめとするすべての主体者が、役割分担し協力しあって実現していく、自立した自治社会を「みんなで創る」に表現します。

市民一人ひとりがそれぞれ“住みよいわたしのまち”と実感できる、魅力的な住宅都市箕面を実現し、さらに未来へむかってのまちの発展をはかります。

(2) まちづくりの目標

「わがまち・みのお」の姿を実現するため、以下の5つの目標の達成を目指します。

目標1:安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

自然災害からの安全や、病気や介護など健康に関わる安心など、安全・安心は生活の基盤です。すべての市民がどこに居るよりも、日々の安らぎを得て、くつろぐと共にいきいき暮らすことの出来る、落ち着きと活気のある箕面のまちをつくります。

市民の健康を守り、地域に良質な医療を確保するために、「健康都市みのお」運動を展開すると共に、「かかりつけ医」制度を活用して上手な受診に取り組みます。また介護を受ける人もする人も共に明るく暮らすための支援や、障害を持つ人たちの自立のための支援をさらにすすめ、みんなの生活の安心を高めます。自然災害に対して市民と箕面市は一体となって安全対策を進め、備えを固めます。交通や防犯などくらしの安全を守り、潤いのあるまちをつくります。市民は一人ひとりが認め合い、助け合い、お互いの安心・安全を支えます。

目標2:子どもたちの夢が育つまち

子どもたちが、いきいきと学び、夢を持って育っていくことが市民の願いです。元気な子どもたちの声や笑顔は、大人たちも元気にします。わたしたちの明日を引き継ぐ、次の世代を育てることが大人たちの責務でもあります。人と人とが関わりながら、豊かな自然のなかで、子どもや大人がともに育つまちを目指します。

また、誰もが個々の生きがいを持ちながら、学び続けることのできる環境をつくることは、市民が元気であり続けるためには大切なことです。

市民が、ともに手を取り合い、互いを認め、尊重しながら、これまで培ってきた経験や新しく学んだことを地域のつながりの中で発揮できるようなまちを目指します。

目標3:地球環境さきがけのまち

地球温暖化や食料問題など、環境問題は今に生きる人間にとって最大の課題です。身のまわりの環境から地球環境までに対する深い認識を持ち、環境にやさしいライフスタイルへ率先して転換していくとともに、環境対応型のエコ社会にむけて、よそのまち以上に、全ての市民・事業者・行政が力を合わせて取り組みを進めていきます。

環境にやさしい循環型の持続可能なまちとするために、省資源・省エネルギーの取り組みを進めてきます。山と森、川など豊かな自然に恵まれた箕面では、自然と緑を保全し、健全な水循環の確保を進めていきます。また、山からの心地よい風による自然空調や太陽光・熱利用などを取り入れた環境共生型の住宅街や事業所・商店街を形成していきます。交通弱者・交通問題の解決へ、誰もが便利な公共交通の充実などCO₂排出量削減による地球温暖化の抑止に向けて、積極的に進めていきます。

目標4：「箕面らしさ」を活かすまち

箕面市は「明治の森国定公園」を含む緑豊かな自然環境に恵まれた住宅都市です。

市民は、四季を通じて山の彩りに心を癒され、市内を流れる川や田んぼの緑にも潤いを感じてきました。名勝箕面山は山岳信仰の場として古い歴史と文化を今に伝え、紅葉、滝とともに北摂の観光名所として市の発展に貢献してきました。

市民、行政、事業者はその魅力と価値をあらためて認識し、これからの箕面にふさわしい観光と産業、農業、伝統的なまちなみや、歴史・文化に磨きをかけて、新しい魅力あるまちづくりを進め、21世紀の「箕面らしさ」として、これを次世代へ引き継いでいきます。

目標5：「箕面のあした」をみんなで創るまち

これらのまちの姿の実現を確かなものにするために、市民と行政が情報を共有し、誰もが主役となって役割を分担し、自助・共助・公助によるまちづくりを進め、誰もが暮らしやすい「箕面のあした」を創り、子どもたちの世代に引き継ぎます。

地域レベルでは自律した市民が人と人のつながりを育て、お互いに助け合って地域づくりを進めます。多くの市民団体や事業者が連携して行政とのパートナーシップを確立し、新たな公共をも担っていきます。また、政策の形成・実行そして評価の各段階に多くの市民が参加して、市民のニーズに沿ったまちづくりを進めるとともに、更なる行政改革の推進など財政の健全化にも充分配慮しながら地域の経営改革を推進します。

5. まちづくりの基本方向

5つの「まちづくりの目標」を達成するため、以下の基本方向に沿ってまちづくりを進めます。

1. 安心・安全でみんながいいき暮らしまち

- (1)健康は自分で守り、頼れる医療をつくれます (健康・医療)
- (2)誰もが明るくいいき暮らしまち (高齢者・障害者福祉)
- (3)みんなで町の安全と潤いをつくれます (安全)
- (4)みんながいいき働くまちをつくれます (働く)

2. 子どもたちの夢が育つまち

- (1)人と人が認め合い、受け容れあうゆたかなまちをつくれます (人権)
- (2)子どもたちは「地域の宝」として、地域で育てていくことを目指します (子育て支援)
- (3)確かな未来を見つけることのできる教育を行います (教育)
- (4)生涯学び、生涯元気に暮らすことのできるまちを目指します (生涯学習)

3. 地球環境さきがけのまち

- (1)先駆け都市にふさわしいエコライフのまち (エコライフ)
- (2)先駆け都市にふさわしいエコシティのまち (エコシティ)
- (3)公共交通 (公共交通)

4. 「箕面らしさ」を活かすまち

- (1)山、川、緑の自然環境を守っていきます (自然)
- (2)歴史・文化を後世に伝えていきます (歴史・伝統文化)
- (3)地域の住環境・まちなみ・景観をつくっていきます (住環境・まちなみ)
- (4)あたらしい観光と産業を開発していきます (観光・産業)

5. 「箕面のあした」をみんなで創るまち

- (1)地域コミュニティが、住みよい地域をつくれます (地域コミュニティ)
- (2)市民が支えあう公益種加ネットが、新しい公共を創造し、協働のまちづくりを進めます (市民活動)
- (3)市民とともに無駄の無い経営を進め、健全な財政を次世代に継承します (行政経営)

1 - 健康は自分で守り、頼れる医療をつくります（健康・医療）

高齢化が急速に進行する箕面市では、市民がいきいきと元気な暮らしをするために、健康の維持と最新で良質な診療を何時でも受けることが、益々重要な課題となっています。

箕面市は生活習慣病を予防し「健康づくり」を進めるため、特定健康診査と特定保健指導を組み合わせた、生活習慣改善策を「健康みのお 21」のプログラムなどと共に広く進めております。しかしその成否は市民一人ひとりが日常生活の中に「健康づくり」に結びつく生活習慣を作り上げるかどうかにかかっています。介護についても 65 歳以上の全ての高齢者を対象として進められている生活機能評価と介護予防・ケアマネージメント事業の成否は、同様に高齢者が老年症候群を防ぎ、いきいきと生活を続けるための活動を日常生活にどれほど取り入れるかに左右されます。

そのため生活習慣病予防を目指す食育などの活動に留まらず、いきいきした暮らしや生き甲斐に結びつくスポーツや趣味、あるいは就業や社会活動などを含む、幅広く新しい「健康づくり」活動を、生活習慣として市民の日常生活の中に無理なく定着させることが極めて重要です。「健康づくり」と「介護予防」についての理解を市民間に広げ、特定健康診査や生活機能評価の受診率を高める活動などと共に、この新しい「健康づくり」活動を市民生活へ定着させるため「健康都市みのお」運動を市民、医療関係者、行政の協力で展開します。

また医療については医療保険制度など社会の変革に伴う様々な影響を市民は受けておりますが、いつでも信頼できる最新の診療を安心して受ける事は基本的な願いです。

市立病院は地域の中核病院として総合的診療機能を果たすのみならず、広域連携や病診連携など、地域に良質な医療を供給するための先導的役割を担っています。市立病院は経営を取り巻く問題解決のため、現在取り組んでいる経営効率化や公立病院改革ガイドラインに基づく経営改革を積極的に推進・達成し、競争力を強めると共に、地域で期待される役割を引き続き果たします。地域の全ての医療機関は協力して市民が安心して受診しやすい医療体制を確立すると共に、受診にかかわる情報を丁寧に市民に提供し、「かかりつけ医」制度をさらに広げます。市民は急病・救急時に何時でも電話等で相談するため新たに設けられる「救急相談所」を活用し、適切に医療機関を選ぶなど合理的な受診を進めます。

（上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。）

市民が健康づくりや介護予防の重要性を認識し、日常生活の中に「健康づくり」活動が定着します。

指標：特定健康診査受診率（H18年、69%→ H●年、●%）

指標：生活機能評価受診率

指標：特定保健指導を日常生活で実施する市民の比（H●年●%→H●年●%）

指標：介護予防活動を日常生活で実施する市民の比（H●年●%→H●年●%）

指標：高齢者に占める要介護認定者の率（H19年、16.6%→H●年、●%）

地域の医療体制が市民に理解され、受け入れられ、「かかりつけ医」制度が定着し、市立病院の経営効率化が進みます。

指標：「かかりつけ医」を持つ市民の割合（H18年、69.0%→ H●年、●%）

指標：市立病院の時間外診療における要入院診療件数の比率

（H19(?)年、8.2%→ H●年、●%）

指標：市立病院の収支状況（H19年（見込み）373m¥→ H●年、●）

市立病院への繰入金額（H19年 1,148m¥→H ●年 ●）

（「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します）

取組名称	概要	提案シート番号
「健康都市みのお」運動	健康づくり、介護予防について市民の理解拡大、特定健康診査・特定保健指導と生活機能評価・介護予防事業の推進、および「健康づくり」活動を市民の日常生活に定着させる事を目的として、市民、医療機関と行政は協力して幅広い市民運動を組織化して展開します。	NO.1
市民病院の「経営健全化計画」と「公立病院改革ガイドラインに基づく改革」	市立病院は経営改革に積極的に取り組みます。 全ての医療機関は協力して市民が安心して頼れる病診連携体制を完成させると共に、活用方法を知らせます。 市民は「かかりつけ医」制度と救急対応について理解を深め、市立病院と診療所を上手に活用します。	NO.2
「救急相談所」の開設	医療機関が協力して、急病・救急時に市民がいつでも電話等で相談し、安心して受診方法を決定出来る相談所を開設します。	NO.2

1 - 誰もが明るくいきいき暮らします(高齢者・障害者福祉)

介護は通常居宅で開始されますが、要介護度の進行、介護者の高齢化、核家族化、あるいは介護者の受ける過度のストレスなど様々な問題のため、居宅介護に長所があっても、しばしばその継続が困難になります。箕面市では認知症の増加や高齢化に伴い要介護者が年々増加すると推計される事から、その対応は益々重要となり、みんなが明るくいきいき暮らすためには社会が全体で取り組むべき課題となっています。

今後も居宅介護を大切にして推進するものの、家族だけでは進めることが難しい介護についてはその状況をよく理解し、介護場所選択の幅を広げるなど丁寧な対応が求められます。そのために必要とされる介護サービスの種類や提供量に対応するよう、民間事業者の活力を利用して小規模多機能型居宅介護や各種有料老人ホームなどを整備すると共に、併せてグループホームや通所・短期入所あるいは施設サービスの充実も欠かせなくなります。

また介護サービス自体に支障となるような介護業務従事者不足の解決には、市民の協力を得て労働条件改善策を追究すると共に、地域の「支え合い」など各種の取り組みを進めます。

障害者自立支援法の施行にともない障害者市民にとって「自立」は一層重要な課題となっていますが、箕面市では障害者の社会的雇用を確立するなど、先端的な障害者市民に対する施策を進めてきました。このため地域で生活する障害者市民は増えていますが、一方で、まだまだ親の支援に頼らざるを得ない場合も多く、地域で「親亡き後」の生活が維持できない場合もあります。すべての障害者市民が当たり前前に市民として生活するためには、「経済面」や「生活面」での自立を日頃から培う事が必要です。そのため障害者にはまだ、当たり前のことが「あたりまえに」出来ない現実など、広く社会の「理解」を深めるための活動を、障害者と市民、行政は協力して進めます。箕面市独自の施策をさらにすすめ、障害者が地域で「働く」、「学ぶ」など自立のために必要な条件を市民と行政は協力して整備します。また、地域で安心して暮らせるよう生活に係わる必要な「支援」を充実します。

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

介護を受ける人たちがみんな明るく暮らします

指標：要支援・要介護認定を受けた人数（H18年、3,757人→ H●年、●%）

指標：居宅介護サービス利用者数（H18年、—人→ H●年、●%）

次の介護施設利用申し込みから利用開始までの平均日数

指標：特養（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：老健（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：グループホーム（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：介護支援ボランティアの数（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：箕面市内介護サービス事業所・施設の第三者評価平均点数

（H20年、●→ H●年、●）

障害者市民の困難や喜びについて知り、理解を深めるための場作りをするなど、ノーマライゼーションの実現に向けた環境整備が進みます。

障害者市民の参加に配慮した（要約筆記、手話など）催しの数

指標：●●●率（H20年、●%→ H●年、●%）

障害者市民に配慮した（スロープ設置、通路拡幅など）店舗数

指標：●●●率（H20年、●%→ H●年、●%）

障害者市民を支援するボランティアの数

指標：●●●率（H20年、●%→ H●年、●%）

地域で自立した生活をしている（親の扶養に入っていない）障害者市民の割合

指標：●●●率（H20年、●%→ H●年、●%）

ノンステップバスの数

指標：●●●率（H20年、●%→ H●年、●%）

（「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します）

取組名称	概要	提案シート番号
介護施設 民間参入プラン	求められる介護施設建設プランに民間事業者を誘導する	NO.3
障害者についての理解を深めるネットワーク	ノーマライゼーション実現の条件となる障害者市民の現状等を市民が理解し、共に暮らす市民文化を作り出すための活動を障害者と行政が協力して進める	NO.4

1 - みんなでまちの安全と潤いをつくれます(安全)

箕面市地域防災計画では市民の豊かな生活に大きな影響を及ぼす地震や風水害など自然災害からの安全を守るために、被害防止策のみならず想定外の事態発生時の応急対策と復旧・復興対策を設けております。これらの安全を守る過程はすべての立場の人が一致協力して行動することで大きな効果が得られることを理解し、市民・箕面市は一体となって市民の安全を守る体制を創り出すために、官民間の連携強化を目的として、「箕面市安全対策推進会議」を設けます。

近年近畿地方を巻き込む大地震の高い危険性が指摘されており、また豪雨など風水害の頻度の増大などが市民に不安を与えている状況を勘案し、市はこれからも市内各地点の状況に応じたきめ細かな被害防止策を講じる必要があります。それでも残る危険に対する応急対策等とその限界を市民が理解し、備えをすすめる避難についての心構えを深めるうえで必要とされるハザードマップなど、全ての情報を市民に提供します。市民は消防団などとも協力し合って、全ての地域で相互の助け合いの組織をつくり、官民一体となって災害に備える体制を作り上げます。

日常生活に係わる交通や犯罪、火災・急病などからの安全対策は、これからもまちの暮らしの変化に対応した対策をすすめます。まちで活動する高齢者や障害者市民の増加に応じて、道路や交通機関のバリアフリー化をさらにすすめると共に、歩行者と自動車のみならず、自転車も安全で利用しやすい道路整備を促進します。市民は運転と歩行時の交通規則遵守や譲り合いをさらに進め、余裕と潤いのあるまちをつくります。

また子ども達の街中での安全や、窃盗などまちの犯罪防止のため、防犯パトロールほか幅広いまちの見守り活動を市民の間に広げ、近郊住宅都市として欠くことのできない犯罪が少ないまちとしての要件を満たすのみならず、だれもが挨拶し合う潤いのあるまちをつくります。

万一の火災・急病あるいは災害時に市民が頼りにするのは消防署と消防団です。すばやい出動、頼りがいのある活動でいつも期待に応えます。

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

市民と箕面市が一体となり、災害から市民の安全を守る体制がつくり出されます。

指標：市民と箕面市間で確認した防災対策の完備地点の数（ ）

指標：救急袋を準備している家庭の割合（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：地域の自主防災組織の数（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：救急車両が現場に到着するまでの時間（H18年、5分→ H●年、●%）

暮らしの安全確保と共に市民による潤いのあるまちづくりが進みます。

指標：市内の交通事故数（H20年、●%→ H●年、●%）

指標：まちの見守り活動の数（H20年、●%→ H●年、●%）

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
箕面市安全対策推進会議	市民の安全に係わる被害防止策、災害発生時の応急対策、復旧・復興策にわたり箕面市と市民の出来ること、出来ない事を再確認すると共に、市民の安全に対する知識と意識を高める活動、および災害発生時の箕面市と市民の協力体制強化(自主防災組織設立を含む)を目的とする。	NO. ?? (新規提案です)
「想定震度七の安全・環境みのお100年の基本計画」	災害に強い都市基盤の整備(「防災を考えたまちづくり」の推進)、地域防災計画の充実、耐震化の促進と「地震危険度地図」つくりと活用、消防力の充実と消防水利の整備	NO.5
まちの見守り活動	子ども見守りや防犯パトロールの充実により町の安全を守る。	NO.

1 - みんながいきいき働く町をつくります(働く)

就労者の多くが地域外で勤務する近郊住宅都市の箕面市では、男女協働参画や障害者自立支援法制定の動き、あるいは市民の高齢化進展など、社会を取り巻く環境変化に伴い、地域内就労を求める市民が益々増大するものと予測されます。そのため地域の雇用・就労環境を整えることが、市民の生活安定や就労に生き甲斐を見出す機会などに結びつき、まちづくりのうえで極めて重要となっています。

地域の労使関係の安定や雇用環境の整備は、市民が元気に働きいきいき暮らすために取り組むべき極めて重要な課題です。地域内事業者の労働問題に対する認識を一層高めると共に、さらには地産地消など地域事業そのものの発展についても、事業者団体と共に市民が協力して取組み、地域に安定した多様な雇用の増大に努めます。

就職困難者の支援のために国や大阪府の持つ職業紹介や雇用・能力開発機構などを活用するのみならず、箕面市の「地域就労コーディネーター」など機能を充実します。就職困難に陥らないよう学校教育の中に働く事の楽しさや大切さを理解させる、職業教育をうまく組み込み社会で働く事の意義や要件を早くから確実に習得させます。

高齢者の生き甲斐や生活の充実に寄与する「シルバー人材センター」は職業開発が既に地域事業や家事援助などの領域にも拡げられ、これからも多くの市民の協力で益々発展することが期待されています。

障害者市民の地域での自立生活を推進するためには、基盤としての「障害者事業団」と「障害者雇用支援センター」や事業所などへの各種援助、さらには学校教育と生活支援など自立生活を支える多部署にわたる総合的な支援が、障害者市民自身の努力や市民の協力と共に益々大切となります。同様に今後の多様な暮らし方から増加すると思われる、母子家庭の母親の就労支援も保育の支援と併せて進めるなど、多面的な配慮が求められます。

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

地域に安定した雇用が生み出され、いきいき働く人が増加します。

指標：労働問題セミナーに出席する事業主 (H●年、●→ H●年、●%)

指標：地域就労コーディネーター事業を通じて就労する人の数

(H●年●%→H●年●%)

指標：シルバー人材センター就業延べ人員 (H18年 103,845人→H●年●)

指標：シルバー人材センター契約件数 (H18年 4,493件→H●年●)

(障害者市民については障害者福祉に掲載)

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
職業教育充実計画	小学生、中学生に対して働く事の楽しさや大切さを理解し、社会で働く事の意義や要件を確実に習得させ、就職困難に陥らないためのプログラムを学校教育に組み込む	なし

2 - 人と人が認め合い、受け容れあうゆたかなまちをつくります(人権)

国際化、情報化の進展に伴って、誰でもが日常生活の中で多様な、または新しい言語や文化、あるいはライフスタイルなどに触れる事は普通の事となっています。そして人々が様々な価値観を持ち、様々な生き方をしている事も普通の事として多くの市民は受け入れています。箕面市が進めてきた「人権尊重のまちづくり」や「多文化共生社会の推進」などの基盤となる多様性を受け入れる文化が市民の間に生まれつつあるのかも知れません。しかし私たちの身近な生活のなかにはまだ、習慣やしきたりなどにより男女を差別したり、理解が足りないために障害のある人たちに参加を求めず、結果的に除外する場合なども見られます。

これからもすべての市民は現在検討中の男女協働参画推進条例についてよく理解することや、障害を持つ人たちについて理解を深める運動などに耳を傾けることなど、社会の多様性を受け入れる様々な機会を拡げ、積み重ねることにより、誰もがお互いに理解し、尊重し合い、受け容れあう真に成熟した文化を持つ社会に一步ずつ近づく事に努めます。

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

1. すべての市民が性別によらず、一人の人として等しく尊重され、家庭や社会で活動しているまち。

職場における職員の男女比と管理監督職への登用者の男女比

市役所管理監督職の女性比率 (H19年、14,1% → H●年、●%)

箕面市審議会・委員会における女性委員の比率

附属機関(委員会・審議会)の女性比率 (H19年 22,5% → H●年、●%)

(以下は障害者福祉で記載した指標に同じ)

2. 障害者市民の困難や喜びについて知り、理解を深めるための場作りをするなど、ノーマライゼーションの実現に向けた環境整備が進みます。(

障害者市民の参加に配慮した(要約筆記、手話など)催しの数

指標：●●●率 (H20年、●% → H●年、●%)

障害者市民に配慮した(スロープ設置、通路拡幅など)店舗数

指標：●●●率 (H20年、●% → H●年、●%)

障害者市民を支援するボランティアの数

指標：●●●率 (H20年、●% → H●年、●%)

地域で自立した生活をしている(親の扶養に入っていない)障害者市民の割合

指標：●●●率 (H20年、●% → H●年、●%)

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
男女協働参画推進条例	男女協働参画社会の実現のため、市民等は男女協働参画の意義を理解し、社会のあらゆる分野で等しく活動の機会を確保し能力を発揮できるように、性による差別をなくします。	NO.8
障害者についての理解を深める情報ネットワーク	ノ・マライゼーション実現の条件となる障害者市民の現状等を市民が理解し、共に暮らす市民文化を作り出すための活動を障害者と行政が協力して進めます。	NO.4

2 - 子育て支援：子どもたちは「地域の宝」として、育てていきます。

核家族化が進んでいることによる子育てへの不安、先行きの見えない社会で、子どもを育てることへの漠然とした不安が生まれている現状において、子育てをしやすい環境づくりを行政・地域・市民で一体となつてすすめ、安心して子育てをできるようにすることは重要な課題であります。

そこで、子育て世代が集まり話し合える場、子育て相談をできる場を地域の公園、施設を利用してつくり、子育てについて学ぶ機会を持つことで、子育て世代の親に起こりうる社会的及び精神的な孤立を防ぎ、子育ての問題を解決し、不安を軽くすることができるようになります。

母子家庭、父子家庭、経済的な問題を抱える家庭等、子育ての基礎となる家庭の問題に柔軟に対応するために、働きながら安心して子育てをおこなえるまちを目指し、保育サービスを拡充し、経済的な支援の充実に努め、地域にある既存の子育て支援組織についてなど、それらの情報の提供を行っていきます。

近年、子どもの安全を脅かす事件が多発していますが、地域での子育ての一策として、地域で子どもたちを見守ることで、子どもたちの安全が守られるようにします。

そのために、地域の人たちに、子育てへの理解のための情報発信をおこない、また、より積極的な子育てへの相談の受け方などを学べるようにします。

行政・地域・市民が一体となり子育てを支援することが、親たちもまた自分の生きがいを探す時間とゆとりを持ち、より良い家庭環境をつくることにつながっていきます。

・子育ての情報を交換できる場所が、公園を活用して作られています。

指標：子育てひろばの数の推移（H20年、●→ H●年、●）

・地域の協力によって、子育て世代に、より良い家庭環境が生まれています。

指標：虐待件数の推移（H20年、●件→ H●年、●件）

・地域の人たちが、子どもたちの安全に関心を持って見守っています。

指標：子ども110番設置件数の推移（H20年、●件→ H●年、●件）

指標：子どもへの声かけ事案数の推移（H20年、●件→ H●年、●件）

取組名称	概要	提案シート番号
子育てひろば	子育て世代が集まり話し合える場、子育て相談をできる場として公園を一時的に利用できるようにし、市民が子育てについて語り合い、学ぶことが出来る場をつくりまます。行政はその調整を行います。	NO.9

2 - 教育：確かな未来を見つけることのできる教育を行います。

子どもたちの基礎学力の低下に対して、箕面市では「ともに学び、ともに育つ」を大切に、「技術が急速に継続的に変化する世界」の中で、子どもたちが目指すべき道を自分で考え、その道を目指すことのできる確かな学力を身につけられるようにします。

その一助として、働くことを実習等で学び、将来のことを考え、そして、今できることを考える機会を提供していきます。

教育充実カリキュラムとして、施設一体型及び地域連携型小中一貫校による教育や、少人数学級制度を進めるとともに、まちの人たちの力を教育に生かす制度をより活用していきます。

子どもたち、ひとりひとりの個性を大切にし、心を豊かにする教育を行い、子どもたちの人間関係の問題を、家庭と学校と地域で協力しながら解決するようにしていきます。

また、すべての子供が等しく教育を受けられるように、学校のバリアフリー化をすすめる、障害を抱える子どもたちに学びの場所と機会を提供していきます。

昔に比べ、今の子どもたちは外で遊ぶことが少なくなり、体力は低下しているといわれますが、子どもの元気な成長において、その課題を解決するために、市民のニーズに合わせた公園の再整備を行いながら、公園・学校以外での子どもたちの集まって遊べる場所をつくります。

子どもたちの自然と触れ合う機会が少なくなっているといわれる現状、学校教育や子どもの成長支援の一環として、箕面の資源である自然と触れ合う活動を増やし、自然の中での体づくりと遊びが楽しめるようにしていきます。

地域との連携を深めるためにも、地域の人たちが積極的に、学校施設を利用できるようにし、地域と子どもたちの交流機会を増やす取り組みを進めていきます。

また、地域の行事に子どもたちが参加しやすいように、子どもたちに分かりやすい方法で情報を発信していきます。

昔と比べて、若者を取り巻く環境は豊かになりましたが、その中には若者の健全な成長を阻害するものも増えています。

そういったものから若者を守ることは、大人たちが考えてきましたが、これからは、当事者である若者にも考えてもらうことが重要です。

そこで、大人とこれから大人になっていく若者が、ともに考え、双方の視点から答えを探し提案する制度をつくります。

そして、これからは子どもたちも市民としての自覚を持ち、まちづくり、公園づくり等に意見を出すことのできる制度をつくります。

- ・少人数学級により、子どもたちへの教育がより行き届いたものになっています。
指標：30人以下の学級数（H20年、回→ H●年、回）
- ・まちの人たちから、子どもたちがより多くのことを学べるようにします。
指標：ゲストティチャー、出前講座の授業数の推移（H20年、回→ H●年、回）
- ・学校の余裕教室を地域の人が活用し、地域に開かれた学校がより進んでいます。
指標：学校施設の利用回数の推移（H20年、回→ H●年、回）

取組名称	概要	提案シート番号
ゲストティチャー、出前講座	子どもたちの教育に、まちの人たちの力を活用することを目的として、市民は持っている知恵、技術を子どもたちに教えることを担い、行政は制度をより活用しやすいようなシステム作りをします。	NO.10
中学校参観と中学生による授業	小中一貫校の取り組みとして、小学生が中学校で行われる授業の参観にいきます。 また、中学生が小学生に分かるように工夫しながら、初等教育の授業を行います。	No.10
もみじだより(子ども版)	子どもたちへの情報発信を目的として、もみじだより に子どもが楽しく読めるようなページを作ります。	NO.11

2 - 生涯学習：生涯学び、生涯元気に暮らすことのできるまちを目指します。

生き生きとした暮らしのために、新しいことを知り、楽しむ生涯学習の機会は、市民がすべからく受けられるものでなければいけません。

そこで、生涯学習の機会充実のために、学習講座、スポーツ、イベント、芸術文化の鑑賞等、個人のニーズに合わせて、プログラムを選択しやすくするための情報の発信を、色々な方法で行っていきます。それと共に、学校施設との連携などを模索しながら、生涯学習施設の整備及び見直しを考え、効率性を高めるようにしていくようにしていきます。また、多世代交流、地域との触れあえる一つの場所として、生涯学習の提供を行っていきます。

市民が、生涯学習の中で教養を高め、健康な体をつくることができることは、まちの活力にもつながります。

更に、自分の学んだことを地域で生かすことのできる場を創出していきます。

そのために、特技、技能、技術などを教え継承できるようなシステムを作り、個人の学んだことが地域の力となるような取り組みを進めていきます。

・市民は生涯学習講座を積極的に利用し、生き生きとした暮らしをしています。

指標：講座受講者数の推移（H20年、人→ H●年、人）

講座受講者の満足度（H20年、%→ H●年、%）

・地域の人材が積極的に活用され、地域活動が充実したものになっています。

指標：地域人材バンクへの登録者数（H20年、人→ H●年、人）

地域人材バンクからの派遣者数（H20年、人→ H●年、人）

取組名称	概要	提案シート番号
地域人材バンク	地域の人材を積極的に活用できるようにすることを目的として、行政はシステムをつくり、市民への参加を促します。	NO.12

3 - 『先駆け都市にふさわしいエコライフのまち』

地球温暖化防止、CO2 排出抑制は待ったなしです。CO2 排出 1990 年比はマイナスどころか大幅な増加になっています。洞爺湖サミットでは、CO2 排出を 2050 年に 2000 年比マイナス 50%の削減目標が採択されました。がしかし、この目標を達成する具体的な方法は何も示されず、開発途上国の問題もあり、前途多難で大変な船出となりました。そこでまず我々がやらなければならないことは、大量生産大量消費をやめ、真剣に、且つ早急に循環型社会の構築に取り組まなくてはなりません。

先駆け都市にふさわしいエコライフのまち箕面としては、地球環境にやさしいライフスタイルの実践です。市民、事業者、行政が協働で進めていきます。

第一に省エネ。省エネ住宅への建替え、リフォーム、省エネ家電へのシフトで光熱費の節約です。

第二に自然エネルギーの利用促進。自然エネルギーは太陽光、熱、風力、水力、バイオマスなどがあります。我々箕面市民が手軽に利用できるのは太陽光、熱、雨水で、太陽光発電装置、太陽熱温器、雨水タンクの設置です。

第三に資源リサイクル、ゴミ減量化。分別収集によるゴミのリサイクル、資源化でゴミ減量化。マイバック使用ゴミは買わない運動、生ゴミ堆肥化の推進、利用しやすいリユースシステム構築です。

次のエコ社会「暮らしの姿」を実現します

- ・ CO2 排出を 2000 年比 2020 年にマイナス 20%、
2050 年にマイナス 50%
 - ・ 自然エネルギー利用（一次エネルギー）を 2020 年に 20%、最終目標 80%。
 - ・ ゴミリサイクル率 90%（ゴミ ゼロエコミッションに向けて）
- リユースの推進

「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取り組みを提案します

取組名称	概要	提案シート
省エネ行動	光熱費を節約できる省エネ住宅への建替え、 リフォーム、省エネ家電へのシフト	NO.13
自然エネルギーの利用	一人でも多くの人が太陽光発電装置、太陽熱温器、雨水タンクの設置、節約と浸水対策にもなる。 公共施設に太陽光発電装置、太陽熱温器、雨水タンクの設置、災害発生時の危機管理として重要	NO.13
省資源行動	ゴミ分別収集の実施でリサイクル率アップ、ゴミ減量、生 ゴミ堆肥化の推進、リユースシステム構築	NO.14

3 - 『先駆け都市にふさわしいエコまちづくり』

エコまちづくりは、地球温暖化を抑止し、食料確保、疫病や災害をなくすなど今に生きる人間にとって最大の課題です。近年、豊かな自然も都市開発などで水循環や緑の恵みは後退し、更に防災対策の遅れから強い雨による災害の恐れもあります。中心市街地の再開発中止の老朽劣化建物などは、近年、小売業の年間売上額、商店数などは1991（H3）年以降減少しています。高齢化社会の到来で交通弱者などの問題の解決と合わせてそれらの解決が必要となっています。

そこで、土地利用では、山腹や山頂までの都市計画区域を、自然保全区域に改める都市計画線引き変更で、宝の山と自然を守り、身近な緑と自然環境の保全、計画的な成熟エコ都市を目指して、市民・行政などの協働によって、緑の多い魅力的ある快適なまちづくり、土地利用の規制・誘導を進めています。有馬高槻構造線や軟弱地盤地域の都市開発は、慎重に安全優先の地震に強い土地利用でさきがけ都市にふさわしいエコ都市づくりを進めています。地元市民のニーズ優先、暮らしと商売を守る、より良い町の再生へ、中心市街地のまちづくりを市民、小売業者、行政の協働で進めています。

道路交通では、誰もが安心・便利で地球温暖化防止、CO2 排出抑止・環境やさしい道路・交通づくりの考えのもと、人に優しい快適エコ都市を目指して、市民・行政などの協働によって、便利な循環小型バス、歩道・自転車道の整備、サイクルシティを進め、北急延伸は慎重に検討しています。

水道供給では、清浄な水で安定した供給量の確保の考えのもと、近くの豊かな涵養水源を目指して、市民・行政などの協働によって、健全な水循環再生、自己水量増、水利調整を進めています。

下水道処理では、浸水のない水循環型の後年度負担の少ない効率的な下水道の考えのもと、環境にやさしい下水道処理を目指して、市民・行政などの協働によって、雨水利用、浸透マス、校庭貯留などを進めています。

次の安全なエコまちづくり社会「暮らしの姿」を実現します

- ・森林の CO2 吸収効果を 2000 年比、2020 年にも維持、2050 年に増進
- ・緑被率を 2008 年比で、 に%増、
- ・公共交通（電車バス、福祉バス） 2000 年 人 2020 年 人乗車
- ・自己水量を、2008 年比で %に増
- ・校庭貯留校庭貯留ピオトープ整備 学校 2008 年 校、 2020 年 校
- ・雨水浸透率 2008 年 XXXX 2020 年 XXYY

* $(\text{土地利用別面積} \times \text{基準雨水浸透率}) \div \text{土地利用面積}$

「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取り組みを提案します

取組名称	概要	提案シート番号
土地利用	施行地盤の強度に応じた地震に強い土地利用計画推進 適切な土地利用計画で安全環境のまちづくりを推進 暮らしと商売を守る、便利な中心市街地の再生 計画的な住宅地への誘導、協議緑化計画で緑被率増加	NO.15
道路公共交通	「公共交通プラン」、交通弱者を救うきめ細かな交通網の整備（小型バス）などで、CO2 排出多い車に変わる便利な交通手段を確保し、誘導を図る。 歩道・自転車道の整備、サイクルシティー 狭隘道路対策の推進。	NO.16
水道供給	健全な水循環の再生で、近くの自己水量増やす 災害発生時の危機管理として重要	NO.17
下水道	環境に良い節水と浸水対策の水循環型下水処理 後年度負担の少ない効率的な下水道のすすむまち	NO.18

3 - 『公共交通』

15日に急遽、第三で書く」となりました。

ご意見なども、電話は頂きましたが、
お願いしていました文章では、何方からありません。
議事録にも出ていませんし、

市民会議後でもしかたない、のご意見もあり・・・、
また、提言シート(17)の「快適な道路環境・・・」で
なお、東西交通や便利な市内循環バスの件は触れています。

北急の延伸を市内及び周辺の公共交通から、成熟都市にあればいいですが、
ここには政策レベルで必要性の側面から」というご意見と。
費用対効果とそのメリットとデメリットなど、よく検討して」との意見など、
・・・・・・・・・・。

明日の、会議には、状況を報告し、ご意見を」と、させていただく予定です。

4 - 【山、川、緑の自然環境を守っていきます】

市の北部・中央山間部は近郊緑地保全区域として自然環境が守られ、貴重な動植物や昆虫が棲息する自然の宝庫として今日まで環境を保ってきました。しかし近年地球温暖化や自動車公害、さらには箕面トンネル、新市街地開発工事等により、山間・山麓の環境破壊が進行しました。また鳥獣による農作物の被害も一段と深刻化しました。第4次総合計画のリーディングプランとして「山間・山麓部の保全、活用」の取り組みは一定の成果を上げましたが、今後も自然環境の保全活動を継続、強化し、箕面の山、川、緑を次世代へ引き継いでいきます。そのために 次の事を重点に進めます。

1. 山間・山麓部では、倒木の放置や荒廃が進んでいます。傾斜地の崩落も多く、土砂災害も心配されます。行政は国や府との連携を一層強めて、環境、農林、防災面等から行政組織を超えての保全アクションプログラムをつくります。そして山林保有者、市民、NPO、事業者とも連携を強化した活動を進めます。また野生動物による作物被害が拡大していますので適正な数に抑えていきます。
2. 市街地において農地が減り屋敷林などの宅地化も進み、緑の空間が減少しております。また街区公園や緑地、溜池や市内を流れる河川の汚れが目立ちます。市民、事業者と行政は危機感をもって「身近な緑」の保全と市街地の環境美化を進めます。
3. 山麓の緑は多いと感じられても手入れ出来ていない市内の公園の状況から市民の多くは「箕面の緑」の満足度は4割程度にとどまっています。行政はこれまでNPOや地域住民活動に少し頼りすぎてきました。緑の環境保全・美化において市民の力が欠かせませんが骨格となる事業や大掛かりな事業は行政中心となります。これからは市民、事業者、行政がそれぞれ活動役割を明確にして効果ある保全・環境美化を進めます

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

山麓保全のファンドや啓発活動で、民有地保有者から緑地指定の同意面積が拡大する。

- ・自然緑地指定同意面積が計画通り実行が進んでいる

指標：緑地対象区域 (H18年 72ha → H32年 78ha)

- ・山麓保全ファンド実績

指標：ファンド件数、金額 (H20年 12件 600万円

→H32年 25件 1500万円)

「身近なみどりの環境づくり」に市民意識がたかまり、活動が拡大している。

- ・市内アドプト活動箇所数

指標：箇所数 (H18年 133箇所 → H32年 300箇所)

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
<p>山間・山麓保全活動</p> <p>市民の身近な「緑保全」活動</p>	<p>山間部・山麓部の保全においてを国、府との連携を強化拡大する</p> <p>「みのお山麓保全ファンド」の資金を増大し実行範囲を拡大化する</p> <p>野生生物を適正な数に抑えていく。</p> <p>河川、溜池、都市公園のアドプト活動を地域レベルで一層拡大する。</p> <p>「緑ふれあい DAY」夏、冬2回設け山、川、公園の全市クリーンアップ大作戦の展開</p> <p>市域の緑被率は30%を維持(H14年)する</p>	<p>NO.20</p>

4 - 【歴史・文化を後世に伝えていきます】

20世紀の高度成長期には、街の歴史や文化・伝統行事といったものが少々疎かにされました。箕面市においても仏教文化とそれにまつわる有形・無形の文化財、そして伝統行事、地域の祭りや風習・行事などが一時途絶えていましたが、近年地元市民の方々やNPOの皆さんの尽力で、一部が復活しました。これら先人が大切にしてきた箕面にしかない貴重な文化・伝統行事をこれからも地元の理解と協力を得て次世代に伝え残していく事が大切だと考えます。文化財を残す事は勿論大切ですが、広く市民に親しまれる事もより大切です。2006年（平成16年）郷土資料館が箕面駅前へ場所移転を契機として、文化財や歴史資料の展示や催しが活発に行われるようになりました。また駅前に移った事で市外からの入場者も増えた事は喜ばしいことです。これからも箕面にふさわしい展示企画の充実を期待します。また展示企画だけではなく、風習や伝統品など後継者や子供たちへの伝達実習も期待します。

これら古い文化も大切ですが、「箕面の新しい文化」の創造はこれから大切です。近年、色々な団体やグループが、演芸や映像、音楽など新しい活動に挑戦し、市民文化への広がりを見せてきております。その熱意と努力から近い将来「新しい箕面の文化」に成長されるよう見守って生きたいと思えます。

（上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。）

郷土資料館の入場者が着実に増えている

・郷土資料館入場者

入場者：年間 人（H18年、19,700人→ H32年、30,000人）

文化財の発掘、寄贈が増えている

・市指定の文化財

指標：文化財数（H18年、10点→ H32年、15点）

市内の行事が着実に根付いている。

・伝統行事、祭りの参加者（見物者も含む）

指標：行事別人数（H20年、●人%→ H●年、●人）

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
箕面 歴史セミナー	箕面にまつわる歴史について 生涯学習講座、高齢者大学、郷土資料館セミナー などでこれらの「カリキュラム」を継続的に開催する 民間の講師、市外講師など多彩	提言シート なし
箕面にまつわ る伝統行事・ 風習伝達教室	生涯学習のカリキュラムとして継続的に開催される 対象を若い世代、子供向けに実施する	提言シート なし
新しい箕面文 化発表コンク ール	市民文化の発表の機会を作る。 また優秀な活動には市として育成支援していく	提言シート なし

4 - 【地域の住環境・まちなみ・景観をつくっていきます】

平成20年 箕面市の「景観計画」と「景観条例」が全面的に改正されました。これまでも街づくりは、これらの計画や条例の元に進められてきました。それにより箕面の住環境、まちなみは「箕面らしさ」の魅力を保ってきましたが、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、建物デザインの類似化等により地域性が薄れ、なによりも景観に対する市民意識が低下してきました。今回はその事から見直された「景観計画」「景観条例」となりました。改訂ポイントとして従来7つの地区タイプ別景観形成が13ときめ細かくなりました。そして「市民、事業者、行政の三者協働で、対話型の景観まちづくり」を進めるとしています。「三者協働」「対話型」は重要なポイントです。実際の運用ではルールや考え方は出来たが実行が伴わないという危惧もあります。特に市民に対する「景観まちづくりの」意識喚起が欠かせません。行政は常に長期的、先見性をもって地域市民や事業者の「景観まちづくり」誘導することが大切です。市民は当然ながら、「景観計画」「景観条例」への理解を深め、自らの地域にふさわしい住環境づくりを意識し、一人ひとりがまず行動を起こす事が基本です。事業者へは地域の景観への積極的な関わりが求められます。まさに「景観まちづくり」こそ「三者協働」なくして実現できません。対話と協働で「住環境」「まちなみ」「景観まちづくり」を進めていきます。

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

市民の多くが、自分達の街の「景観づくり」を大切にし、その行動を起こしている

・景観づくりに関わりたい市民の割合

指標：率 (H19年、26.1%→ H32年、50%)

箕面市が好きでこれからも箕面市に住み続けたいと思う

・これからも箕面市に住み続けたいとおもっている市民の割合。

指標：率 (H22年、83.0%→ H32年90%)

・地区計画対象地区

指標 地区数 (H18年、7地区→ H32年10地区)

・

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
全市「ふれあい美化清掃DAY」運動	<p>市民一人ひとりが自分たちの地域を美しくしていく意識を高めるために全市一斉方式で「ふれあい美化清掃DAY」運動を展開する。(箕面クリーンアップをもっと拡大する)</p> <p>春、夏、秋、冬全市で4回実行する運動を展開する。</p>	提言シートなし
市民活動支援	<p>行政は「まちづくりのルール」に関する講習会、セミナーの開催を徹底的に実施する。</p> <p>景観法や景観協定、条例を市民、事業者へ説明し理解を広める。</p> <p>景観地域から徐々に電線類の地中化整備(無電柱化)推奨する。</p>	提言シートNO.22

4 - 【あたらしい観光と産業を開発していきます】

21世紀は心の癒しの時代です。自然を楽しむニーズはますます高まるでしょう。箕面市民はもとより、休日には多くの観光客や家族連れが箕面の山や街、箕面公園を訪れてくれるでしょう。都心に近く自然と歴史を満喫できる事が、箕面の観光の魅力です。

秋の紅葉シーズンに「もみじと滝」に観光客が集中しますが他シーズンは観光客が大幅に減ります。これからは年中コンスタントに観光客が訪れてくれる政策を進めていく事が重要です。「夏のホテル」や「新緑のハイキング」「冬の山歩き」に加えて、セラピー関連、芸術関連など季節に関係しない新しい観光開発を進めます。平成19年に開通した箕面トンネルにより、止々呂美地区の山桜や農産品も箕面の新たな観光資源として魅力的です。また箕面には歴史系の街並み、街道などの観光資源もありますが活かされていません。これらを積極的に活用していかなければなりません。いまでも年間120万人近い観光客が訪れてくれますが観光品の売り上高は伸びていません。新しい品目の出現が必要です。地元の農産物や果樹・林産物を地産・地消の特産品コーナーとして本格検討をする必要があります。平成20年から箕面駅前活性化計画が着手される予定ですので、商店街の活性化とあわせて観光産業のこれからの課題です。

箕面市の農業は近年の営農条件の悪化から農業者の減少と農地の宅地化など農業を守る事が困難な状況になってきております。これに歯止めをかける事が重要です。農業後継者の育成と税優遇措置のある農業体験農園の拡大そして、地産地消の向上など、行政と市民、事業者による一層の協働を進めます。

(上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。)

- ・年間を通じてコンスタントに観光客が増えている

指標：年間観光客数 (H19年、116.7万人→ H32年、150万人)

- ・あたらしく開発した観光品が 売り上げ高に貢献している

指標：新観光品 売り上げ高 (H20年 → H32年、)

- ・農地面積の推移

指標：ha (H18年220ha →H23年 H32年)

- ・農林産物の生産高の推移

農産物 (H18年

林産物 (H18年

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
箕面山を観光特区に申請	<p>自然公園法による規制から一部を観光特区に申請する 自然を利用した催しイベントの容易化 現在は国定公園内でのイベントを行うには環境大臣許可が必要である。 健康保険組合所有の遊休保養所の賃貸借の容認 現在は厚生労働省の管轄で転用が難しい</p>	個別シート 「箕面山を観光特区に！」
シーズンに係らない観光開発	<p>天然記念物ニホンザルに加えて、ホテル、サンショウウオ、昆虫などの「自然観察」観光を整備する 野外幼稚園、森のコンサート、写生会、山歩きなど 自然、セラピーを新しい観光へ売り出していく</p>	NO.23
農林業振興対策	<p>鳥獣被害防止特措法の支援業務、防護柵資金援助 持続的な農業経営を支援する 営農支援、経営相談の導入啓発 地産地消の仕組みの充実 朝市の市域の展開拡大、郷土の食材レストラン支援 農空間の多面的な機能の充実 農業体験農園、市民農園、</p>	NO.24

5 - 地域コミュニティが、住みよい地域をつくります。

阪神淡路大震災後、「地域コミュニティの再生」の重要性が叫ばれ久しくたちますが、箕面においては、地域で様々な役割を担っている住民の努力にもかかわらず、再生の軌道にのるには程遠く、今後、少子高齢化が進み、行政改革が必至の中で、その軌道を引くことが急がれます。

地域コミュニティでは、慢性的な自治会離れ・地域離れの住民意識の流れの中で、従来から地域の公共を支えてきた各種住民団体の組織活動にくわえ、住民の自主的活動が芽生え広がり始めてきています。地域形成の進んでいる小学校区に、それら各団体の各々の役割・活動を“地域全体の視点”で調整する問題意識や具体的機能・機関を欠いており、重複的活動によるロスや、災害時対策など重要な地域課題を不十分なまま放置している結果を招いています。このことは、住民問題であるとともに部門別縦割り地域行政にも原因があり、コミュニティ再生問題を今日まで遅らせてきました。総合的な見地から、今後の再生の軌道を引くことが求められます。

そこで、「自らのまちは、自らが住みよいまち、元気なまちにしていく」という地域住民自治の理念にもとづく新生コミュニティを構築し、箕面の各小学校区を標準区域単位とした、「地域住民自治」の制度化を目指して、再生の舵を切ります。また同時に、これからの地域が担う「自助・共助・公助」の枠組みを市民主体で構築し、新しい「地域と行政」の関係をつくりあげます。

新生コミュニティは、同じ地域に、自治会が担う「隣人どおしの輪を広げるコミュニティ」と、地域のすべての住民・団体・事業所等の地域総合力を発揮する「地域まちづくりを進めるコミュニティ」との2種の使命分担したコミュニティ領域を組み合わせる「複合型地域コミュニティ機構」に組織化、制度化し、分担効果をあげながら融合するしくみとします。地域行政運営は、地域主導に対応する新たなしくみにあらためていきます。

（上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。）

- ・隣人どおしのおつきあいや助け合いの輪を広げる自治会活動が活力を取り戻し、いたるところで挨拶がいきかう町になっています。

指標：地域の人との相談や助け合ったりする割合（H20年21%、H32年40%）

指標：自治会組織化率（H20年、54%→ H32年、75%）

- ・全地域コミュニティの安全対策、子育て支援など、地域が担う多様な課題ごとに、地域の関係機関が活発な協議を行い、分担し合って地域活動を行っています。行政・市域全域関連機関との連携・協働も盛んに行われています。

指標：自主安全組織率（H20年、0%→ H27年、90%）

指標：地域子育て委員会組織率（H20年、0%→ H27年、90%）

指標：アドプト制度カバー率（H20年、 % H27年、90%）

- ・全地域コミュニティで、住民の意向を反映した地域のビジョンや計画の策定などが出来上がり、地域主導での分権型地域自治のシステムが進むようになっています。

指標：地域計画策定率（H20年、0%→ H32年、100%）

指標：地域予算適応率（H20年、0% H27年50% H32年100%）

(「複合型地域コミュニティ機構」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
機構のしくみづくり (地域コミュニティ協議会)	地域経営の最重要課題として、行政・市民(地域団体)挙げて取り組みます。市長直轄の地域自治総合改革本部を早々に設けます。市民参画で描く総合的な構築・推進プログラムにもとずき、「行政と地域との役割分担のあり方」「地域コミュニティ協議会のあり方(機能・組織・運営)」、「縦割り地域行政の総合的見直し、地域自治運営のしくみ」などを掘下げた「みのお地域住民自治プラン2020」を行政・市民(地域団体)の協働機関で策定、「地域別ロードマップ」を作成し、早期実現を目指します。	NO.25
地域まちづくり条例	あり方・ルールを条例化で整えます。自治基本条例を団体自治を領域とする場合、地域自治に特定化した個別条例を市民(地域団体)参画により策定し、制定します。	NO.25
地域情報ネット化	各地域コミュニティ協議会単位に、ウェブサイトを使った「地域コミュニティ情報システム」を、開発・整備します。	NO.32

人材発掘	各地域で地域人材の発掘に努めるとともに。行政は「市民大学」「講演会」「先行都市事例発表」等の学習機会の拡充、広報等の強化を図り人材養成にあたります。	NO.25
自治会住民ふれあい促進	成功事例(含む全国各地)の交流促進、広報、研究等、協働で行います。(「ふれあいDAY」「隣人祭り」等の促進方法の検討を含む)	NO.25

5 - 市民が支えあう公益活動ネットが、新しい公共を創造し、協働のまちづくりを進めます

箕面では、近年、NPO/ボランティア団体（以下公益市民団体）による数多くの市民活力の輪が広がり、公共サービスのいろいろな分野で、行政サービス等の隙間や不足を補ってきました。その多くは「草の根市民活動」であります。まちのいたる所での小規模な公益活動の役割を担っている良さがある反面、各団体の活動の発展性や、開発力・組織力を必要とする事業への対応性に、総じて弱みを持っています。また、各団体のネットワークを広げ、協業化・協働化を促進するしくみも一部の機能にとどまり、連携効果を十分発揮するまでに至っていない等、市民のテーマ型公益活動が発達している箕面とはいえ、まだまだ成長過程であり、更なる発展が望まれます。

そこで、「市民による市民が支える公益市民団体」をめざし、各団体の主体性や自立性に軸足を置きながら、総合力が発揮できる「公益市民団体のネットワーク化」をすすめます。

市民が「わがまちの公益市民活動」を幅広く知ることができ、“共助”をいろいろな社会参加のスタイルで表現する「市民と公益市民団体のネットワーク社会」を箕面に発展させていきます。

また、すべての公益市民団体の（公益法人等を含む）「分野別ネットワークの組織化」を進め、複数団体での協業や協働事業の推進、各種他団体との連携、行政への政策提言などに取り組む、総合力のある公益市民団体へ成長していきます。地域密着型団体は地域毎のネットワークをすすめ、地域コミュニティの公益市民団体として連携を強めます。

さらに、協働事業の開発手法を「個別団体の事業提案型」にとどまることなく、市民の提言を活かす手法や、複数団体のプロジェクト開発、事業提示での事業者公募など多様な「ネットワーク型」手法を導入し、全国のいろいろな機能や資金が箕面に集まる協働事業化も含めて、箕面に新しい公共を創造する態勢を、行政とともに公益市民団体側にも強化していきます。

（上記により、次の「暮らしの姿」を実現します。）

- ・多くの市民が箕面の公益市民活動を身近に感じ、多くの市民がその団体活動や各施設でボランティア活動をしています。また資金や技能・知識等で支援する市民も増えています。

指標 市民の公益活動参加者率（H20年、 → H32年、 ）

指標 市民の資金での支援参加額（H20年、 H32年 ）

指標 市民の技能・知識での人材登録数（H20年、 H32年、 ）

- ・自立化・組織化が進み、公益市民団体自主事業、行政協働事業とも各分野で数多く実施されています。組織も成長し法人団体が増えました。

指標：NPO法人事業者数（H20年、 → H32年、 ）

指標：公益市民団体自主事業規模（H20年、 → H32年、 ）

指標 協働フロンティア事業数（H20年、 H32年、 ）

指標 行政協働事業規模（H20年 H32年 ）

- ・「分野別ネットワークの組織化」が進み、各公共分野の箕面市での政策が、行政に「市民団体の描く箕面のあした案」として提言できるようになっています。箕面の地域社会でのポジショニングも確立しており、地域コミュニティや、他の団体とのネットワークも随分よくなっています。

指標 政策提案数：（H20年、 → H32年、 ）

指標 公益市民団体間の協働事業数（H20年、 H27年 H32年 ）

(「暮らしの姿」の実現に向けての主要な取組を提案します)

取組名称	概要	提案シート番号
「みのお市民社会ビジョン2020」策定	箕面市における公益市民活動の次なる発展を描き地域社会開発の一環として位置づけ、提言骨子にもとづく機構化構想を計画化します。そのため社会開発の専門化も加わり、市民・公益市民活動団体、公益法人、各種協会と行政との協働機関を設け、その策定に当たります。特に機構の中核機能が、現行の市民活動センター（公設民営）の機能拡大で果たせるのかどうかを明確化します。（代替案公益市民活動団体協会）	NO.26
市民活動ポータルサイトとリンク化	地域社会の情報化の一環として、NPO/ボランティア団体等の総合コミュニケーション媒体での発信を進めます。また単独HPとのリンクを行い、探索利便性を高めます。	NO.32
市民ファンド	行政単独、協働、市民単独の3種のファンド化を他都市の事例を含め検討し、導入します。	NO.26
市民人材バンク	行政登録制、市民団体登録制を確立し、相互連動の機能し総合人材バンクかを図ります。	NO.26
協働事業評価	協働事業の効果、効率を見る評価尺度の指標化・軽量化を進め客観的な総合評価ができる土壌を作ります。また公平性・公正性等をも含め、議会や市民がチェックできるしくみを整えていきます。	NO.26
分野別ネットワーク促進	分野別の情報・公共課題の共有化・意見交換を、市民活動団体間はもとより、行政等ともできるネットワーク化をすすめ、協働事業化の促進、市政への政策参画を進めます。	NO.26

5 - 市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します（行政経営）

質の高い行政サービスと市民福祉の向上を図り、市民のニーズに沿った地域社会にすることが行政の役割ですが、これまで行政が担ってきた役割の中でも、市民にできることは市民が担い、市民と行政が協働してできることは協働で担い、行政の役割を行政でなければならない機能に集中して、一層効率的な行政運営を進めていきます。そのためにも行政職員の意識は管理から経営へ転換され、一人ひとりの能力が効率的に発揮できる仕組みやIT化推進による窓口業務・内部事務の改革も進めます。

また、行政が市民とともに経営する体制を鮮明にし、政策形成の段階から個別施策・事業の計画、実施、評価の段階まで市民が参画する機会が増え、市民の意思が政策や行政経営にきめ細かく反映されます。市民も行政とのパートナーシップを構築できるようまちづくりに積極的に参加します。

一方、市の財政は年々悪化しており、このままでは子供たちの世代に大きな負担を残すこととなります。持続可能な財政運営を行なう方針を明確にし、市民も財政の現状や行政運営の効率化・スリム化の必要性をよく理解して、個別施策の見直し、老朽化しつつある公共施設の適正管理と有効活用、適正な受益者負担等行政と一体となって財政の健全化を進めていきます。

- ・ 市役所の仕事が効率化され組織、要員もスリム化されています
 指標：市役所職員数（病院・水道を除く）（H20年 1,031人 → H32年 800人）
（定年退職者数の半数を補充する考え方）
- ・ 審議会・委員会に参画する市民を増やし、市民の意見を政策決定に反映します
 指標：公募市民委員比率（H20年 12% → H32年 30%）
- ・ 財政の健全化を進めます
 指標：経常収支比率（H20年 103% → H32年 90%）
- ・ 子どもたちの世代に負の遺産を残しません
 指標：基金残高（H20年 124億円 → H32年 50億円）
 市債残高（H20年 301億円 → H32年 100億円）
- ・ 市民は納税や各種保険料などの支払い義務を果たします
 指標：市税徴収率（H18年 93% → H32年 95%）

取組名称	概要	提案シート番号
経営改革推進本部	地域の経営改革や行政の効率化とスリム化を目的として、市民も参画して経営改革の推進体制を確立します	経営改革分科会 NO.28
財政白書	市の財政状況を市民にわかりやすく説明するために、毎年財政白書を作成公開します。市民も財政の状況をよく理解します	経営改革分科会 NO.30
財政健全化委員会	財政の健全化を進めるために市民も参画して具体的な対応策を検討し推進します	経営改革分科会 NO.30
財政健全化条例	健全な財政運営の仕組みやその基準などについて、市民も参画して条例制定に取り組みます	経営改革分科会 NO.30

6. 自治と協働の地域経営

地域社会の公共を行政はもとより、市民もその役割と責任を担っていく地域社会づくりが今日求められています。箕面市でも市民や地区自治会、市民団体、事業者などがその役割の一端を果たしてきましたが、地域経営の主体はこれまで通り行政に委ねられています。地方分権の進展に伴って、各自治体が自己決定、自己責任のもとに限られた経営資源の中で如何に市民の暮らしの満足度を高める経営ができるのかが問われており、箕面市でも「自治基本条例」を制定して市民がまちづくりの主体であることを再認識し、次の視点で経営改革を推進しなければなりません。また、推進のための仕組みや体制づくりも重要な課題です。経営改革の進展度合いによって自治体間の格差が一層拡大する時代に入りました。

1. 地域経営改革の視点

(1) 市民とともに考えともに行動する経営

市民が行政とともに地域経営の主体として機能するためにも、行政情報が一層透明化され、市民にわかりやすく説明されなければなりません。市民と行政・議会との対話の機会を増やせば、市民の意思が確実に行政に届くようになり、市民と行政の信頼関係も深まります。これまで地域運営の役割を担ってきた行政が、市民とともに考えともに行動すべきことを再認識し、情報手段の見直しや広聴機能を強化し、市民が経営に参加、協働しやすい環境を整備します。地域経営の主体である市民も、「自助・共助・公助」の理念を理解し、一人ひとりが地域経営に参加する意識を高めなければなりません。

(2) 「箕面のあした」を実現する経営

地域経営の目標は総合計画に描かれたまちづくりを進め「将来都市像」を実現することです。そのためにも PDCA サイクルを基本とする経営に転換し、総合計画に限らず全ての計画や施策、事業について達成すべき目標を明らかにして、その成果や実績などを有効性と効率性の観点から総合的に評価し、必要に応じて改善しなければなりません。評価は行政内部の評価だけではなく市民など第三者による評価を重視します。

また、市内の各地区、地域住民のニーズに対応したきめ細かな経営や、箕面市を取り巻く環境の急速な変化にもフレキシブルに対応できる経営を進めます。

(3) 無駄のない効率的な経営

市の財政が年々悪化し、財政の健全化が重要な課題になっていますので、行政も市民も一人ひとりがコスト意識を持って限られた資源を有効に活用して無駄のない経営を進めます。特に多大のコストがかかっている行政事務は、ICT 化の推進や市民との協働共助も得て、組織をフラット化し業務の効率化と要員のスリム化を進めます。病院、消防、環境対策等一部の事業は近隣自治体との広域連携をすすめ相互に事業を効率化し実効性を高めます。市民も行政依存体質を改め、行政に無駄な仕事をさせないよう自助努力するとともに協働の担い手としての責務を果たします。

2. 地域経営改革推進のための取り組み

(1) 自治基本条例の制定

箕面市では平成9年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、市民がまちづくりの主体であることを規定していますが、これらの条例制定時には先駆的な条例でしたが、本格的な地方分権時代に入った現時点では残念ながら時代遅れの感は免れず、また、必ずしも条例の理念に沿ったまちづくりが進められているとは言いきれません。既に多くの自治体で進められているように、自治体経営の基本原則を総合的に定める、一般に自治体の憲法と言われる自治基本条例を早急に制定する必要があります。自治の主体である市民が中心になって条例案を提言し、議会の承認を得て決定します。

(本件は第五次総合計画がスタートする時点で制定されており、本条例の本旨に沿った総合計画が策定されることが望まれます)

(2) 経営改革推進本部の設置

新たな経営改革を推進する機関として、行政内部に経営改革推進本部を設置します。ここでは行財政改革や市民協働のあり方など市の経営の根幹になる事項を検討し推進します。その付属機関として市民や学識経験者、議員等の参画を得て経営改革推進委員会を置きます。これまでも行政改革推進本部や行政評価・改革推進委員会が設置されていましたが、委員会開催頻度が少なく、検討課題も限定され、市民も参画していませんでしたので、市民も参画して経営改革を推進できる体制にします。

(3) まちづくり市民会議(仮称)の設置

市民と行政の協働・共助によるまちづくりを推進するために、市長の諮問機関として「まちづくり市民会議」(仮称)を設置します。この機関は市民、市職員及び学識経験者で構成され、市民は公募します。行政はまちづくりに関する主要な政策や施策については検討段階でこの機関に諮問し、その意見を尊重して進めなければなりません。また、この機関から出された提言や提案にも尊重して対処しなければなりません。この機関の主な役割は次の通りとします。

- (1) まちづくりに関する市民の意見や情報を収集する
- (2) まちづくりに関する政策、施策に対して意見を述べる
- (3) まちづくりに関する政策、施策(総合計画を含む)の進行管理、評価、改善提案を行う
- (4) まちづくりに関する提言及び提案を行う
- (5) 市民や市民と行政の協働・共助によるまちづくり活動を支援する
- (6) まちづくりに関する調査、研究を行ない、市のシンクタンクとしての機能も果たす

(4) 地域社会情報化推進計画

市民とともに考えともに行動するためには、行政や議会に関する情報がより速やかにより具体的により多くの市民に伝えられるばかりでなく、地域コミュニティや各種市民活動に関する情報も多くの市民に伝えられるべきです。地域を知り、知ってもらうことにより市民同士がつながり、市民と行政がつながるのです。地域情報システムの確立が急がれます。

(5) 地域経営の担い手の育成

地域経営の主体は市民ですが、行政のパートナーとして地域経営に参画し機能を果たせる人材が不足しています。行政に対する信頼を高めることによって参画する市民を増やすとともに、「みのお市民大学」などで市民自治の役割を担える人材を育成します。

7. 市議会に関する提言 「市民に開かれた議会へ」

「市民会議」で次期総合計画について検討する中で、政策形成と地域経営に重要な役割を果たしている市議会に期待すべきテーマがいくつか浮かび上がりましたので、その主要なものについて提言します。本件は総合計画に織り込むテーマではありませんが、別途市議会でご検討いただき、新しい時代の市民と市議会のあり方について目指すべき方向を市民に示していただくとともに、その実現に向けて具体的な取組みを進めていただくことを期待しています。

1. 現状と課題

市議会は市長とともに二元代表制の一翼を担っており、民主主義的な政策形成と地域の経営に重要な役割を果たしています。地方分権が進む中で、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、これまで自治体が関われなかった国からの機関委任事務も、自治事務として関わられるようになり、市議会の役割もますます重要性を増しています。また、従来の首長、行政に対する監視機能や政策立案機能に加えて、市民自治を促進し、さらに市民と協働する議会が求められているのです。

しかし、残念ながら現在の市議会は市民からかなり遠い存在になっています。市民に選ばれた議員は、市民にとっても身近な存在であるはずですが、選挙の時だけしか議員の姿が見えません。各議員は後援会など一部の市民との接点はありますが、普通の市民にとっては議員に生の声を届ける機会はほとんどありません。

議員は特定の市民の利益代表ではなく、多くの市民の意見を聞き、多くの市民の声を行政の政策形成に反映させていただくべきなのです。そのように市民と協働する市議会を実現するためには、市議会に関する情報をもっと市民に伝えられとともに、市議会と市民のフォーラムを開催するなど直接交流する機会もでき市民に開かれた議会に変わっていくことを期待しています。既に多くの例が見られるように、そのような市民と議会のあるべき姿を「議会基本条例」に規定すべき時機が到来しているのではないのでしょうか。

2. 期待する主要な取組み

(1) 議会公開度の向上

現在は市議会開催時(平日の昼間)に傍聴するか、後日議事録を見るしかないが、一部を休日や夜間に開催することを試みたり、またインターネットでの中継、中継のDVD貸出等をじっしするなど、市民が市議会で行われていることを知る機会を増やしていただく。

(2) 議員と市民の交流会開催

市長と市民が交流する機会が多いが、議員と市民が意見交流する公式の場はない。市民が議員から議会の報告を受け、また議員が市民からの質疑を受けるなどの意見交流をする機会、いわば市民のための議会フォーラムのようなものを、議会が開催される都度(通常年4回)開催していただく。その場合原則として各会派の議員が参加し、複数の地域で開催されることが望ましい。

(3) 行政視察の報告

一般行政視察を実施した場合、視察報告書を HP で公開し、市民と情報を共有する。

(4) 政務調査費の公開

政務調査費の収支報告書と、現金出納簿及び領収書を HP で公開する。

(5) 議会基本条例の制定

既に多くの自治体で検討されている通り、市民に開かれた議会への改革など新しい時代の議会のあり方について、議会基本条例で明確にさせていただき、市民の意見が議会に一層きめ細かく反映され、民意と乖離しないまちづくりが進むことを期待する。条例検討に当たっては市民も参画することが望ましい。